

高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金

【募集要領】

生産性を向上させるための先端設備等の取得に対する補助金です。

【募集期間】 令和6年2月27日（火）～令和6年12月27日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

※土・日・祝日は受付できませんのでご注意ください。

※補助金予算の上限に達し次第、受付を終了します。

【問い合わせ先】

高知市役所 商工観光部 産業政策課 設備導入補助金担当

住所：〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号 第二庁舎2階

電話：088-823-9456

Mail：kc-151701@city.kochi.lg.jp

【ご注意】

- ・本補助金の申請に際しては、先端設備等導入計画における市の認定を受ける必要があります。
なお、先端設備等導入計画との同時申請はできません。
- ・先端設備等導入計画については、同計画内で賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限りです。
- ・補助金申請書受理にあたって、先端設備等導入計画の設備や数値等、詳細情報の記載が必要となるため綿密な計画策定をお願いします。
- ・申請書類に不足があるときは、受理せず一旦お返しする場合があります。
- ・先端設備等導入計画の認定には申請から2～3週間程度要しますので、募集締切りの直前はお気を付けてください。
- ・本補助金への申請は1事業者（代表者）あたり1回限りとなります。

〔 目次 〕

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業.....	2
4. 補助対象事業期間	2
5. 補助対象経費.....	3
6. 補助対象外経費.....	3
7. 補助率, 補助金額等	4
8. 応募手続きの概要	4
9. 交付決定及び交付	4
10. 事業完了後の提出書類.....	5
11. 交付決定後の注意事項.....	5
(別添1) 提出書類チェック表.....	7
(別添2) 営業利益額の減少比較期間について.....	9

1. 事業の目的

「高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金（以下、「本補助金」という。）」は、中小企業者に対するエネルギー価格高騰対策支援のために、生産性を向上させる先端設備等を導入する費用の一部を補助することで、中小企業者の生産性向上及び事業における付加価値の向上を図り、従業員の賃上げ等につなげることを目的とします。

2. 補助対象者

本補助金の募集対象者は、以下の（１）から（５）の要件をすべて満たす者であることが必要です。

- （１）令和６年２月２７日以降、かつ本補助金申請日時点において、先端設備等導入計画における市の認定を受けていること。（変更の認定は除く。）

先端設備等導入計画については、計画内に賃上げの方針を従業員へ表明した旨を記載するとともに、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面を添付しているものに限ります。

- （２）本補助金申請日時点において、３年以上市内に事業所を有し、かつ、先端設備等の導入により生産性を向上させようとする事業を３年以上継続して実施している法人又は個人

- （３）以下のいずれかの要件を満たす者。

ア 物価高騰以降の事業年度（令和４年４月３０日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度）の営業利益額（※１）が、物価高騰以前の事業年度（令和元年１２月３１日～令和３年１２月３１日までに事業年度の終了を迎える事業年度）の営業利益額と比較して５％以上減少していること。

イ 物価高騰以降の事業年度（令和４年４月３０日以降に事業年度の終了の日を迎える事業年度）のうち、連続する３か月の合計営業利益額（※２）が、物価高騰以前の事業年度（令和元年１２月３１日～令和３年１２月３１日までに事業年度の終了を迎える事業年度）の同３か月の合計営業利益額と比較して５％以上減少していること。

（※１）売上高から売上原価及び経費（販売費及び一般管理費）を差し引いたもの。

（※２）（※１）の３か月合計金額

【例】１２月決算期の場合

(a) 物価高騰以前の事業年度のうち連続する３か月：令和２年９月、１０月、１１月

(b) 物価高騰以後の事業年度のうち同３か月：令和４年９月、１０月、１１月

(a)と(b)の合計営業利益額を比較して５％以上減少していることが必要です。

- （注） 「（別添２）営業利益額の減少比較期間について」をご参照ください。

- （４） 中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第２条第１項各号に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）であること。

(5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

- ・高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認める者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
- ・法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5項に規定する公共法人
- ・政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
- ・市区町村税を滞納している者
- ・令和6年2月27日以降に本補助金の交付を受けた者
- ・上記のほか、市長が適当でないと認める者

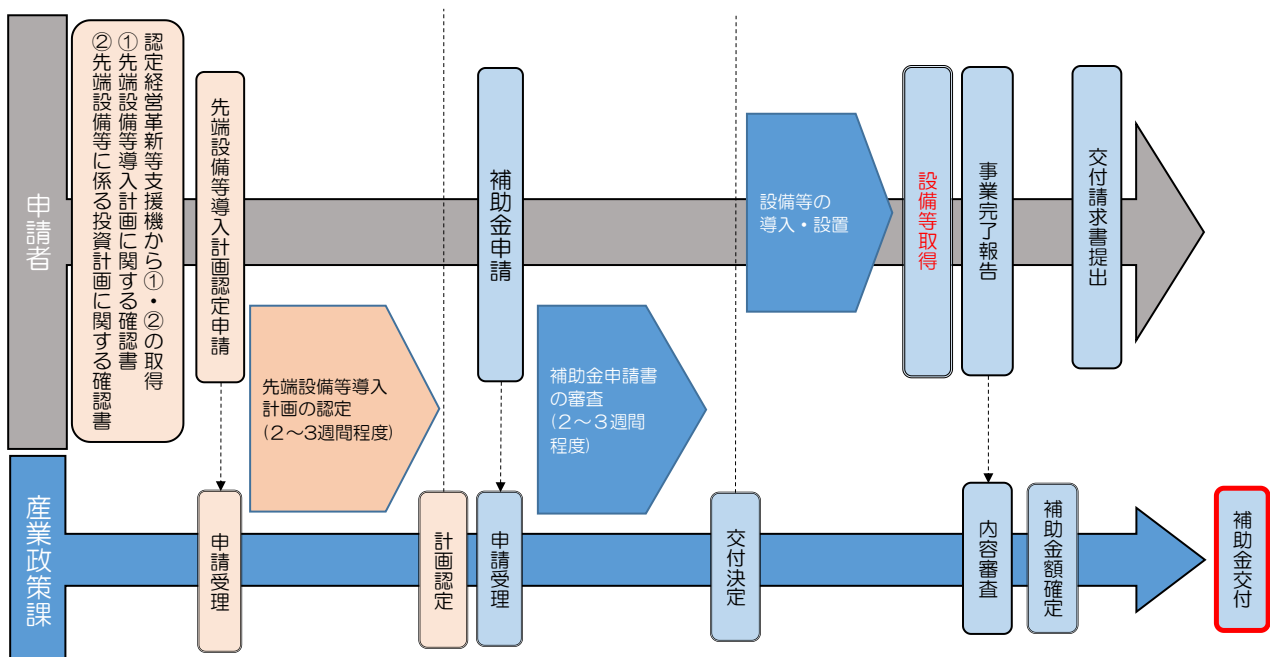
3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、先端設備等導入計画に記載のある設備等かつ、先端設備等導入計画の認定申請時に、年平均の投資利益率が5%以上と見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備等を導入する事業となります。

4. 補助対象事業期間

本補助対象事業期間は、事業の交付決定日から補助対象事業の完了日（最長で令和7年2月28日）までとなります。この期間内に設備等の設置及び支払いを完了し、実績報告書を提出してください。

全体スケジュール



5. 補助対象経費

以下の条件を満たすものを対象とします。

高知市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載のある設備等であり、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な下記の設備等の購入費となります。

- ① 機械及び装置で1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの
- ② 器具及び備品で1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
- ③ 測定工具及び検査工具で1台又は1基の取得価格が30万円以上のもの
- ④ 建物附属設備で1台又は1基の取得価格が60万円以上のもの（家屋と一体で課税されるものを除く。）
- ⑤ 上記の設備等の導入に不可欠なソフトウェアで1式の取得価格が30万円以上のもの

※ 取得価格とは、導入する設備等の1台又は1基の購入代価になります。ただし、ソフトウェアについては、1式（通常1単位として取引されるもの）の購入代価をいいます。

※ 消費税及び地方消費税の額を除いた費用が補助対象額となります。

6. 補助対象外経費

以下に該当する費用は対象外になります。

- 補助金交付決定前に発注、契約等をしている設備等の購入費用
- 中古設備等の購入費用
- ソフトウェアのみの購入費用
- ソフトウェアの導入に伴う附随費用（設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う附随的な修正作業等）
- システム開発、Webサイト等の作成に係る費用
- 設備等のリース費及び割賦購入費用
- 設備等のサブスクリプションに係る費用
- 販売、返品若しくは有償レンタルを目的とした設備等の購入費用
- 設備等導入に伴う附随費用
（例）
設置費用、運送料、手数料、建物増改築・改修費用、設備等の保証費用、
既存設備等の撤去・廃棄費用、保守等に係る費用、設備等のセットアップに係る費用 等
- 再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネル等）の購入費用
- 事業所等の環境整備に資する設備等の購入費用
- パソコン、タブレット及び周辺機器・関連機器等の購入費用
- 一般事務用ソフトウェア（ワープロ、表計算、プレゼンテーション等）、基本ソフトウェア（オペレーティングシステム（OS）、セキュリティソフト、Web会議用ソフトウェア等の汎用性の高いソフトウェア）の購入費用
- 国、県、その他の補助金の交付を受けている設備等の購入費用
- 上記のほか、市場価格とかい離している購入費用や公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

7. 補助率、補助金額等

補助対象と認められる経費に対し、以下のとおりとなります。

(1) 補助率 : 2/3以内

(2) 補助金額 : 1事業者あたり300万円以内(千円未満の端数は切り捨て)

ただし、補助対象経費の額と実勢価格(市場で実際に取引されている平均的な価格)が大きく異なると認められる場合は、申請額の見直しを求める場合や補助対象外経費として不交付となります。

また、補助金は、設備等を設置し該当経費の払い込みが確認できた後の支払いとなりますので、補助対象事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

8. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

令和6年2月27日(火)～令和6年12月27日(金)午後5時15分〔必着〕

受付時間：午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時を除く)

※申請金額が予算に達し次第、募集を終了します。

(2) 提出先(問合せ先)等

〒780-8571

高知市本町五丁目1-45 第二庁舎2階

高知市役所 商工観光部 産業政策課 設備導入補助金担当

電話：088-823-9456

Mail：kc-151701@city.kochi.lg.jp

(3) 提出書類

本募集で指定する申請書の様式を必ず使用してください。

様式等は高知市産業政策課ホームページをご確認ください。

提出書類の詳細は、別添の提出書類チェック表をご覧ください。

(4) 提出方法

応募書類は、高知市商工観光部 産業政策課まで持参してください。

なお、補助金申請は先端設備等導入計画の認定が完了したのから受け付けます。先端設備等導入計画の認定申請と、補助金の交付申請の同時受付は行いませんのでご注意ください。

また、提出書類に不足がある場合、受理せず返却することがありますのでご注意ください。

※ 提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。事前にコピー等の控えを作成しておいてください。

9. 交付決定及び交付

補助対象事業に関して、補助対象事業の交付決定後に対象設備等を取得するようにしてください。交付決定前に設備等の発注、契約及び導入をしているものは、事前着手として補助の対象外となります。

また、事業完了後(設備等の設置及び支払い後)速やかに実績報告書を提出して頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認後に補助金交付請求書を提出頂いたうえで、補助金の支払いとなります。

※交付決定を受けた後、本事業の内容を変更、若しくは本事業を廃止しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

10. 事業完了後の提出書類

補助対象事業の完了後（設備等を購入し、支払い完了後）、下記書類の提出をお願いします。

書類内容	必要部数	チェック
実績報告書（様式第4号）	原本1部	<input type="checkbox"/>
事業成果報告書	原本1部	<input type="checkbox"/>
補助対象設備等の支払いを確認できる書類 （請求書、銀行振込受領書（※）、領収書 等）	コピー各1部	<input type="checkbox"/>
設備等の設置及び型式等が確認できる写真	コピー各1部	<input type="checkbox"/>

（※）銀行振込受領書、銀行利用明細書、インターネットバンキングによる振込を証明できるものを印刷したもの等。支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。

補助対象設備等の支払いについて

- 支払方法は、原則銀行振り込みとしてください。
 - ・現金やクレジットカードによる支払いは補助対象外です。
 - ・振込手数料（相手方負担も含む）は補助対象外です。
- 補助対象外経費との混合払いは、原則行わないようにしてください。
補助対象外経費と混合で支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは、補助対象経費から除外される場合があります。

11. 交付決定後の注意事項

（1）補助対象事業の経理

- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・補助対象事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から起算して5年間、管理・保存しなければなりません。

（2）取得財産の管理等

取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理して頂きます。また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはいけません。

（3）立入検査

事業完了後5年間は、会計検査等の対象となり、実地検査等が実施される場合があります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(4) 事業完了後のアンケート

事業完了後5年間は、補助対象事業の実施状況等及び設備等導入後の効果測定のためにアンケート調査等が実施される場合があります。

本市からのアンケート調査の依頼があった場合は、調査に協力いただく必要があります。

(5) その他

交付決定の際に指示された事項を順守してください。

【提出書類チェック表】

(別添1)

書類内容		必要部数	チェック	
1. 高知市中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）		原本1部	<input type="checkbox"/>	
2. 添付書類				
共通	事業計画書（様式第1号 - ①もしくは②）補助対象設備一覧、労働生産性の伸び率、営業利益額の比較）	原本1部	<input type="checkbox"/>	
	補助対象経費に係る見積書（※）及び設備等の詳細がわかるカタログ （※）設備等の購入代価が確認できるものを添付してください。	コピー1部	<input type="checkbox"/>	
	高知市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し	コピー1部	<input type="checkbox"/>	
	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	原本1部	<input type="checkbox"/>	
① 法人	履歴事項全部証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）	原本1部	<input type="checkbox"/>	
	会社の市区町村税等納税証明（市税等に滞納がないことの証明）	原本1部	<input type="checkbox"/>	
② 個人	個人事業の開業届出書の写し ・ 收受日付印があるもの ・ e-Tax にて届出をした場合は、受信通知も添付	コピー1部	<input type="checkbox"/>	
	市区町村税等納税証明（市税等に滞納がないことの証明）	原本1部	<input type="checkbox"/>	
3. 営業利益額の減少に係る証明書類				
1 事業年度の営業利益額で比較する場合	① 法人	(a) 物価高騰 以前 の事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面） ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー各1部	<input type="checkbox"/>
		(b) (a)と同年度の事業年度の決算書の写し		
		(c) 物価高騰 以後 の事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面） ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー各1部	<input type="checkbox"/>
		(d) (c)と同年度の事業年度の決算書の写し		
	② 個人	(e) 物価高騰 以前 の事業年度の確定申告書別表一 ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー各1部	<input type="checkbox"/>
		(f) (e)と同年度の所得税青色申告決算書 ・ 白色申告の場合は収支内訳書を添付してください。		
		(g) 物価高騰 以後 の事業年度の確定申告書別表一 ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー各1部	<input type="checkbox"/>
		(h) (g)と同年度の所得税青色申告決算書 ・ 白色申告の場合は収支内訳書を添付してください。		

3か月の合計営業利益額で比較する場合	① 法人	(i) 物価高騰 以前 の事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面） ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー 各1部	<input type="checkbox"/>
		(j) (i)と同年度の事業年度の決算書 (k) (i)・(j)と同年度の月別営業利益が確認できる資料 ・ 試算表等の確定申告の基礎となる資料を添付してください。 ・ 申請に用いる3か月の箇所が分かるように下線等を引いてください。		
	② 個人	(l) 物価高騰 以後 の事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面） ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー 各1部	<input type="checkbox"/>
		(m) (l)と同年度の事業年度の決算書 (n) (l)・(m)と同年度の月別営業利益が確認できる資料 ・ 試算表等の確定申告の基礎となる資料を添付してください。 ・ 申請に用いる3か月の箇所が分かるように下線等を引いてください。		
② 個人	(o) 物価高騰 以前 の事業年度の確定申告書別表一 ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー 各1部	<input type="checkbox"/>	
	(p) (o)と同年度の所得税青色申告決算書 ・ <u>白色申告の場合は収支内訳書を添付してください。</u> (q) (o)・(p)と同年度の月別営業利益が確認できる資料 ・ 試算表等の確定申告の基礎となる資料を添付してください。 ・ 申請に用いる3か月の箇所が分かるように下線等を引いてください。			
② 個人	(r) 物価高騰 以後 の事業年度の確定申告書別表一 ・ 窓口又は郵送にて確定申告した場合は、收受日付があるもの ・ e-Tax にて確定申告した場合は、受信通知も添付してください。	コピー 各1部	<input type="checkbox"/>	
	(s) (r)と同年度の所得税青色申告決算書 ・ <u>白色申告の場合は収支内訳書を添付してください。</u> (t) (r)・(s)と同年度の月別営業利益が確認できる資料 ・ 試算表等の確定申告の基礎となる資料を添付してください。 ・ 申請に用いる3か月の箇所が分かるように下線等を引いてください。			

営業利益額の減少比較期間について

